

令和6年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額(保育料)一覧表

階層	定義	利用者負担月額(単位:円)		
		3歳未満児		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0	
B1	A階層を除き、市民税非課税世帯	0	0	
B2	A階層及びB1階層を除き、市民税所得割非課税世帯	7,000(3,500)	6,800(3,400)	
C	A階層を除き、市民税所得割課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,500(8,200)	16,200(8,100)
D1		48,600円～72,800円未満	20,400(10,200)	20,000(10,000)
D2		72,800円～97,000円未満	26,100(13,000)	25,600(12,800)
D3		97,000円～133,000円未満	30,000(15,000)	29,400(14,700)
D4		133,000円～169,000円未満	38,800(19,400)	38,100(19,000)
D5		169,000円～235,000円未満	44,500(22,200)	43,700(21,800)
D6		235,000円～301,000円未満	52,600(26,300)	51,700(25,800)
D7		301,000円～349,000円未満	57,500(28,700)	56,500(28,200)
D8		349,000円～397,000円未満	61,000(30,500)	59,900(29,900)
D9		397,000円以上	65,500(32,700)	64,300(32,100)

備考

- 利用者負担月額欄の()内の額は、同じ世帯に2人以上の負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)がいる場合において、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。ただし、市民税所得割の額が57,700円未満の世帯においては、()内の額は、子ども(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属を含む。以下同じ。)の年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。
- 4月から8月までの利用者負担の額は前年度の市民税額、9月から翌年3月までの利用者負担の額は当該年度の市民税額により階層区分を決定する。
- 4月から8月までの利用者負担の額にあっては前年度の1月1日(9月から翌年3月までの利用者負担の額にあっては当該年度の1月1日)において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税額を算定する。
- この表における市民税額の算定にあっては、税額控除(相当、外国税額、住宅取得、寄附控除(ふるさと納税等)及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の各控除)を適用しない。
- B2階層及びC階層のうち次に掲げる世帯にその児童が属している場合は、この表の規定にかかわらず、次表を適用する。この場合において、次表の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。

階層	利用者負担月額(単位:円)	
	3歳未満児	
	標準時間	短時間
B2	0	0
C	5,800	5,700

 - ひとり親世帯(児童扶養手当、遺族年金、母子家庭等医療費のいずれかを受給している世帯もしくはそれに類すると市長が認める世帯)
 - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の所有者がいる世帯
 - 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している世帯
 - 要保護が必要と認められた世帯
- D1階層及びD2階層のうち市民税所得割の額が77,101円未満の世帯であって、備考第5項に掲げる世帯にその児童が属している場合は、()内の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。
- 3歳未満児の利用者負担月額は、前項までの規定により算定した額(その額が0円である場合を除く。)からその額の2分の1の額を控除した額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

- ※1 教育認定子どもと3歳児以上の保育認定子どもの利用者負担額は、無料です。
- ※2 確定申告等により税額に変更が生じた場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額確定翌月以降の階層のみを変更します。
- ※3 婚姻や離婚、引越等により家庭状況(家族構成)に変更があった場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。家庭状況の変更の翌月から階層を変更します。